

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令  
第1条第1項第1号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した  
炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令要旨

- 1 黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号において規定する証明書については、その証明に係る物品についての輸入申告等に際し税関長に提出することとする。
- 2 この省令は、公布の日の翌日から施行することとする。